

青森警察署告示

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定により
放置車両確認事務の一部を委託したので、法第51条の12第1項の規定により次のとおり
告示する。

令和7年4月1日

青森警察署長 高 坂 精 一

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社エイエスワイ

(2) 主たる事務所の所在地

青森県青森市岡造道二丁目17番4号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

青森警察署の管轄区域

(2) 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで